

選挙に関するお知らせ

■問い合わせ先 市選挙管理委員会 ☎(32)8916

期日前投票所へのタクシーによる移動支援

期日前投票の期間中、期日前投票所(下野市役所)への移動が困難な方に、タクシーによる移動支援を実施します。

■対象者 市の選挙人名簿に登録されている方で、次の①～③の要件すべてに該当する方

- ①投票時に市内に居住している方
- ②自宅から期日前投票所までの移動が困難であり、投票時に交通手段または補助の移動手段(家族などの送迎)がない方で、次のア・イ・ウのいずれかに該当する方
 - ア. 要介護1～4のいずれかの認定を受けている
 - イ. 身体障がい者手帳1～4級のいずれかに該当している
 - ウ. 自宅から期日前投票所までの直線距離が、概ね1km以上ある
- ③次のA・Bいずれかに該当する方
 - A. 自ら送迎車両まで移動できる
 - B. 自ら送迎車両まで移動することは難しいが、介助者が同伴できる



詳細はこちら

■登録方法 移動支援を利用するには、事前登録が必要です。市ホームページをご確認いただくか、選挙管理委員会事務局まで問い合わせください。

<令和7年参議院議員通常選挙>

親子連れ投票記念証をもらおう

親子連れ(18歳未満のお子様を同伴)で投票に来た方を対象に、親子連れ投票記念証をお渡しします。

ぬりえを塗って記念品をもらおう(期日前投票期間のみ)

期日前投票所(下野市役所のみ)に、親子連れ(18歳未満のお子様を同伴)で投票に来た方で、ぬりえを塗ってお持ちいただいたお子さんに、記念品をお渡しします。ぬりえは市役所3階 選挙管理委員会事務局の窓口か、市ホームページで取得してください。



詳細はこちら

子どもの頃に親と一緒に投票に行った経験のある方は、ない方と比べて投票率が20%以上高いことがわかっています！



選挙のめいすいくん

※記念証、記念品は数に限りがあります。

※お子さんが投票用紙に候補者名を書くことや、投票箱に入れることはできません。

当日投票所の変更(第5投票区)

第5投票区の方は、投票所が変更となりますのでお間違いないようご注意ください。ご理解とご協力をお願いします。

【第5投票区区域の自治会】

台坪山、的場、上坪山、東根、絹板、絹板台、西坪山

変更前	変更後
旧吉田西小学校 体育館	旧吉田西小学校 1階教室

